

社会福祉法人酒々井町社会福祉協議会
役員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人酒々井町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条並びに評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員等の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員をいう。

(費用弁償)

- 第3条 役員等が、法人業務を行う場合には日額1,000円の費用を弁償する。
- 2 役員等（会長、副会長を除く）の費用弁償は、その都度支給する。
 - 3 会長、副会長の費用弁償は勤務状況により、翌月末までに支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。